



2006年6月12日 第2006-33号

【発行】 J A M

【発行責任者】 大山勝也

【編集】 社会政策局

TEL 03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

津田・辻議員

財政再建優先の医療制度改革法案を厳しく追及

政府提案の「医療制度改革関連法案」は、現在参議院厚生労働委員会で審議が行われています。

6月8日、質問は野党側委員のみで行われ、津田議員は、勤労者・患者の立場から本改正法案の課題・問題点を鋭く指摘しました。

【津田議員】

(答弁は厚生労働大臣・厚労省医政局長)

1. 政省令・告示について

Q：近年、厚生労働省の重要法案は政省令や告示事項に委任する度合いが高まっている。法律の運用で極めて重要な事項が政省令に落とされ、その結果立法府が法案の内容を十分にチェックすることができなくなっている。これは看過できない問題である。今回の法案にはいくつ政省令事項があるのか。

A：健康保険法改正法案では365項目ある。

Q：それぞれの政省令が法律の何条を根拠としているのか次回の審議予定日の前日までに資料提出してほしい。

A：努力する。

2. 医療機関の領収書の発行について

Q：領収書の発行を直ちに行うことが困難な医療機関は6ヵ月の経過措置が設けられているが、10月1日以降は間違いなく全ての医療機関で項目別の領収書が発行されるのか。また、領収書の交付が行われない場合は、保険医療機関・保険医療養担当規則違反で、保険医療機関の指定取り消しにつながるのか。

A：10月1日以降領収書の交付が行われない場合は、まず指導があり改善されない場合は指定取り消しになる。

3. 医師の資質の向上について

Q：医療事故の隠蔽や不正請求を行って巨額の利益を得た悪質な医師の処罰はこれまで以上に徹底していかなければならない。カルテ改ざんには罰則規定がなくてもいいのか。過去5年間でカルテ改ざん等で処分された件数は何件か。

A：過去5年間で1件。

この医療制度改革法案について、我々はいいところはいい、悪いところは悪いと、率直に指摘している。文句をいってうるさいということではなく、「貴重な提言をいただけてありがたい」という感謝の心で受け止めていただきたい。

【辻議員】

(答弁は厚生労働大臣)

1. 高額療養費について

Q：高額療養費の1%の定率負担は患者負担を青天井にさせるものであり、廃止すべきである。高額療養費に被保険者が該当した場合の通知は、共済組合ではきめ細かい対応ができています。政管健保や国保に対しても同様に対応すべきである。

A：高額療養費の通知は共済組合に比べて、政管健保・国保が遅れていることは申し訳ない。できる限り早く進める。

2. 保険免責制度について

Q：保険免責制度に対する基本的な評価と、今回の法案成立後、これをどのように考えるのか。

A：保険免責制度は、法案成立後手のひらを返すようなことはない。反対である。